

社会福祉法人 訪問の家

「 集 」

- ・ 指定障害者福祉サービス生活介護「 集 」
＜事業所番号 1410700015＞
利用契約書
- ・ 指定障害者福祉サービス生活介護「 集 」
重要事項説明書
- ・ 利用契約書に係る了解事項
- ・ 「 集 」 短期入所事業
＜事業所番号 1410700015＞
利用契約書・重要事項説明書
- ・ 「 集 」 日中一時支援事業
＜事業所番号 1460700022＞
利用契約書・重要事項説明書
- ・ 施設サービス利用に係る情報提供同意書
- ・ 個人情報の使用に関わる同意書
- ・ 利用契約更新書

令和 年 月 日

指定障害者福祉サービス生活介護「 集 」

利用契約書

様（以下「利用者」という。）と社会福祉法人 訪問の家 指定障害者福祉サービス生活介護「 集 」（以下「事業者」といいます。）は、利用者に対し提供する指定生活介護事業について、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 この契約は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等関係法令の理念に則り、利用者の自立と社会経済活動への参加を促進するために、事業者が個別支援計画に基づき利用者に対して必要なサービスを適切に行うことを定めます。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和 年 月 日から「障害福祉サービス受給者証」（以下、受給者証）支給決定期間までです。
支給決定期間が変更になった場合、利用契約更新書で支給決定期間ごとに契約を証します。

（個別支援計画）

第3条 サービス管理責任者は利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通じて利用者及びその家族が希望する生活や課題を明らかにし適切な支援内容の把握に基づき到達目標を設定しサービス担当者会議を経て個別支援計画を作成します。

- 2 個別支援計画の内容について利用者とその家族に対し説明し、文書により同意を求めます。
- 3 個別支援計画作成後、6ヶ月に1回以上定期的に個別支援計画実施状況の把握を行い必要に応じて個別支援計画の変更を行います。変更については利用者とその家族に説明をし、文書により同意を求めます。

（サービス内容）

第4条 事業者は、個別支援計画に基づいて、「重要事項説明書」に記載されているサービス内容を提供します。

- 2 サービス提供は、事業所の生活支援員、看護職員等の従事者が当たります。
- 3 サービスの提供に当たっては利用者の心身の状況に応じ自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って行います。
- 4 利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、サービスを提供します。
- 5 常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により、5日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用状況を確認し、月2回を限度として同意の上で支援を行います。

（利用料金）

第5条 利用者は、「重要事項説明書」に記載されている介護給付費対象サービス内容の料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額。但し軽減等の適用あり。）の所定の利用者負担額

を支払います。ただし、介護給付費等については、事業者が市町から代理受領をした場合は、利用者は直接支払う必要はありません。

- 2 事業者は、利用者が介護給付費対象外サービス内容を受ける場合は料金を請求します。
- 3 事業者は、サービス利用に当たって、あらかじめ利用者に対しサービス内容及び料金について説明を行い、利用者の同意を得ます。

(利用料の支払い方法)

第6条 利用者は前5条に定める利用料金を月ごとに支払います。

- 2 事業所は、当月の利用料金合計額の請求書を翌々月5日までに周知します。
- 3 利用者は、当月の利用料金の合計金額を、翌々月10日に所定の郵便局から引き落とします。
- 4 事業者は、利用者から利用料金の支払いを受けた時は、利用者に領収書を発行します。ただし、銀行振込の場合は、振込書を領収書とみなしますが、必要に応じて領収書も発行します。

(生産活動と還元金の支払)

第7条 事業者は、個別支援計画において生産活動の内容を定め、利用者に対して生産活動の機会を提供します。

- 2 利用者の心身の状況や意向、適正、障害の特性、その他の事情を踏まえて行います。
- 3 生産活動に従事する者の作業時間、作業量が利用者に過重な負担とならないように配慮します。
- 4 生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備など安全に配慮して行います。
- 5 事業者は、生産活動における事業収入から必要経費を控除した額を還元金として利用者へ支払います。

(他のサービス提供者との連携)

第8条 事業者は、地域や家庭との結びつきを重視し、市町等の外、障害者福祉の増進を目的とする事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの連携に努めます。

(説明義務)

第9条 事業者は、契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明しなければなりません。

(サービス利用のキャンセル)

第10条 利用者は、サービス利用のキャンセルについては、サービス利用日の当日朝（概ね午前10時を目処とします）までに申出のない場合、利用者は重要事項説明書に定めるキャンセル料として食材料費の実費相当額を事業者を支払うものとします。

(相談及び援助)

第11条 事業者は利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助を行います。

(健康管理)

- 第12条 事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じます。
- 2 事業所は、常に利用者の家族との連携を図ると共に、医療機関との連絡調整を通じて健康保持のための適切な支援を行います。

(安全配慮義務)

- 第13条 事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、安全確保に配慮するとともに、非常災害及び衛生管理等に必要な具体的な計画、連絡体制を講じています。

(緊急時の援助)

- 第14条 事業者は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の指定する医療機関での診察を依頼します。
- 2 前項のほか、利用中に利用者の心身の状態が変化した場合、利用者及びその家族が指定する者に対し緊急に連絡します。

(身体拘束の禁止)

- 第15条 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

(虐待防止のための措置)

- 第16条 事業者は、利用者に身体的、精神的苦痛等の虐待を防止するため、責任者を設置し、サービス提供担当者に虐待防止啓発のための定期的研修の実施を講じます。

(秘密の保持)

- 第17条 事業者は、業務上知りえた利用者やその家族等の秘密を保持します。
- 2 事業者の職員であった者について、業務上知りえた利用者やその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。
- 3 事業者は、他の指定障害サービス事業者等に対し、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ます。

(苦情解決)

- 第18条 利用者及びその家族は、事業者が提供したサービスに関して苦情がある場合は、いつでも「重要事項説明書」に記載されている苦情相談担当窓口で苦情を申し立てることができます。または、「重要事項説明書」に記載された運営適正化委員会等に苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、苦情が申し立てられた時は速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及びその方法について、利用者または家族に文書で報告します。
- 3 事業者は、利用者及びその家族が苦情申し立てをした場合にこれを理由として利用者に対し、一切の差別待遇をしません。

(契約の終了)

第19条 利用者は、指定生活介護の利用の契約を終了する場合は30日以上予告期間において文書で事業者へ通知することによりこの契約を解除することができます。また、事業者もしくはサービス提供担当職員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、利用者はただちに契約を解除することができます。

- (1) 事業者若しくはサービス提供職員が正当な理由なく契約に定める障害福祉サービスを実施しない場合
 - (2) 事業者が秘密の保持（守秘義務）に違反した場合
 - (3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行った場合
 - (4) 他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、30日間の予告機関を置いて理由を示した文書で通知することによりこの契約を解除することができます。但し利用者が以下の事由に該当する場合には、ただちに契約を解除することができます。
- (1) 利用者及びご家族及び後見人が事業所に支払うべきサービスの利用料金を3ヵ月以上滞納し期間を定め再三の催告にもかかわらず支払わない場合
 - (2) 利用者及びご家族及び後見人が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス提供職員に生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
 - (3) 利用者及びご家族及び後見人がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めた場合。
 - (4) 天災、災害その他やむを得ない理由により事業所を利用させることができない場合。
 - (5) 利用者が連続して3ヶ月を超えて医療機関に入院すると確実に見込まれる場合または現に連続して3ヶ月を超えて入院した場合
 - (6) 利用者が死亡した場合。

(損害賠償)

第20条 事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに関係市町及び利用者の家族などに連絡して必要な措置を講じます。また、事故状況及び処置について記録します。

- 2 事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責と帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、速やかに賠償します。

(身元保証人)

第21条 事業者は、利用者に対し、身元保証人を求めることがあります。但し、利用者に身元保証人をたてることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。

- 2 身元保証人は、次の各号の責任を負います。
- (1) 利用者の責により事業者が損害を与えた場合、利用者と連携し当該損害を賠償すること。
 - (2) 契約解除又は契約終了の場合、利用者の状態に見合った適切な受入れ先確保に努めること。

(協議事項)

第22条 契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の関係諸法令の定めるところに従い、

利用者と誠意をもって協議するものとします。

指定障害者福祉サービス生活介護「集」

重要事項説明書

あなたに対する生活介護サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 訪問の家
所 在 地	神奈川県横浜市栄区桂台中 4-7
電 話 番 号	045-894-4640
代表者氏名	理事長 名里 晴美
設 立 年 月	昭和61年 4月 1日

2. 利用施設

事業所の種類	指定障害者福祉サービス生活介護「集」 平成 19年 4月 1日指定
事業所の名称	集
事業所の所在地	神奈川県 横浜市 磯子区 馬場町 1-42
連 絡 先	TEL 045-751-8707 FAX 045-751-8614
管 理 者	施設長 鈴木 拓実
サービス管理責任者	施設長 鈴木 拓実
サービスの実施地域	横浜市
主たる対象者	知的障害、身体障害者、精神障害
定 員	50名
開設年月日	平成 6年 4月 1日

3. サービスの目的・運営方針

目 的	障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援するため、事業所通所により入浴、給食、介護サービスや訓練、創作活動、生産活動等を行い、心のリフレッシュを図る共に自らの精神的パワーを向上できるための支援を行います。
運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つ決めの細かな生活介護サービスの提供。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

建物	構 造	鉄筋コンクリート造 3階建 (耐火建築物) (耐震構造)
	敷地面積	8 0 0 m ²
	延べ床面積	1 4 5 1 m ²

(2) 主な設備

設備の種類	部屋数	備 考
食堂	1	1 6 5 m ²
作業室	5	2 7 0 m ²
相談室	2	① 9 m ² ② 1 8. 7 m ²
浴室	1	9. 5 m ²
医務室	1	3 m ²
静養室	1	5 m ²
調理室	1	4 3 m ²
厨房	1	4 7 m ²
事務室	1	5 4 m ²
利用者更衣室	1	2 0 m ²
トイレ	各階	9 3 m ²

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以上の施設・設備を設置しています。

5. サービス提供職員の設置状況 (令和 7年 4月 1日現在)

管理者	1名 (常勤職員)
サービス管理責任者	1名 (常勤職員兼務)
生活支援員	国が定める指定配置基準を満たす。(常勤換算方法)
看護師	1名以上
事務職員	1名 (常勤職員 1名以上)
栄養士	1名
調理員	1名以上 (1名以上を配置し、食事提供に支障の無い配置を行う)
医師	1名 (嘱託)

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。なお、管理栄養士については、給食委託業者が選任する場合がありますが、事業所との連携を図ることとします。

※ 常勤換算とは

職員それぞれ、週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数 (例：週40時間 160時間) で除した数です。

(ア) 各職種の勤務体系

職 種	勤務体系
管理者	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）
医 師	正規の勤務時間帯（１０：００～１２：００）
看護師	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）
生活支援員	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）

(イ) 営業日と営業時間

営業日： 月曜日 ～ 金曜日 を基本とするが、土日開所する場合がある
 (国民の祝日及び冬季休暇の間、施設が定めた日は休業)

営業時間：９：３０～１５：３０まで

6. サービス提供の内容

(1) 介護給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
訓 練	生活能力の維持向上のための食事や家事等の日常生活能力を向上するための訓練を行います。 (日常生活訓練・社会適応訓練等)
介 護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって食事・整容・更衣・排泄等生活全般にわたる援助を行います。
事業所外支援	常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により、５日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用状況を確認し、同意の上で支援を行います。
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
創作的活動	創作的活動の機会を提供します。 ① 季節行事等の必要品 ②個々の楽しみや意欲につながる物を適切に取り入れます。
生産活動	軽作業等の生産活動の機会を提供します。 パン製造、パン販売、クッキー、クッション、廃油石けん等、楽しみや意欲につながるものを適切に提供します。 <還元金の支払> 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を還元金として、生産活動に従事している利用者に支払います。

送迎サービス	希望により可能な範囲でドア to ドアまたは所定のバスポイントまで送迎を行います。
--------	---

(2) 介護給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金 額
食事サービス	希望により食事の提供をします。 食事時間 昼食 12:00～13:00の間 栄養と利用者の身体状況や嗜好に配慮し、バラエティーに富んだ手作りの食事を提供します。	一般 650円 低所得1・2 480円 保護世帯 480円
創作的活動・及び生産活動等	創作的活動及び生産活動を行う上でかかる費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用をいただきます。	実 費
日常生活上必要となる諸経費	利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに関わる費用をいただきます。 ① 日用品費（自助具等） ②保健衛生費 ③個別外出 ④一泊旅行 ⑤うがい薬・歯ブラシ（うがい薬・歯ブラシに関して、希望者は個人で用意しても構いません）	①②③④実費 ⑤歯ブラシ・嗽そう代 （年2100円）
社会生活上の便宜の供与等	日常生活に必要な行政機関等への手続き等について、利用者または家族が行うことが困難な場合、利用者の同意を得て代行します。	必要となる交通費等を実費
入浴サービス	希望により入浴サービスを提供します。 （機械浴・一般浴による入浴サービスです）	1000円
その他	・サービス提供記録等の複写代 ・証明書諸書類の発行代 ・その他	コピー代 白黒 20円 カラー 50円
郵便振替手数料	毎月引き落としを行う際の手数料を実費負担していただきます。 （利用料に関して郵便振替でなく、現金払いも可能です）	実費
健康診断	年2回の健康診断を行います。主治医がいる方は「集」の所定の用紙に検診結果を記入後提出していただきます。	全額実費
予防接種	インフルエンザ等の予防接種を希望者に行います。	実費

短期入所	指定短期入所事業を利用の場合、利用料を頂きます。	実費
その他	介護給付対象外サービスに相当すると事業所が判断した場合、利用者、家族と協議の上決定します。	

<サービスの概要>

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

7. 利用料金

(1) 介護給付費対象サービス内容の料金

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 介護給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容（2）介護給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

(3) サービス利用の取り消し料金

利用者がサービス利用の取り消し（キャンセル）する場合は、利用予定日の朝（概ね午前9：30を目処）までに当事業所までお申し出ください。

なお、サービス利用日の朝（概ね午前10：30を目処）までに申出のない場合は、キャンセル料を頂く場合があります。

キャンセル料 ①食事 ②個別外出 ③一泊旅行 ④送迎費	① 実費分 ②③行き先や利用施設からキャンセル料を求められた場合、その実費 ④待ち合わせ場所に到着したが、欠席になった等
---	--

(4) 利用料金のお支払方法

前記（1）（2）（3）の料金は1ヶ月ごとに計算し、所定の郵便局から引き落としをします。

8. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、9：30～15：30です。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（個人情報使用同意書による）に基づき情報提供を致します。

9. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

利用者かかりつけ医療機関	医療機関名：朋 診療所 診療科：神経内科 内科 小児科 主治医：柴田 直美 所在地：横浜市栄区桂台中 4-7 電話番号：045-895-0606
--------------	--

10. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

当事業所 ご利用相談窓口	・苦情窓口担当者 川端 望美（支援課長） ・苦情解決責任者 鈴木 拓実（施設長） ・ご利用時間 9:00～15:30 ・電話番号 045-751-8707 F A X 045-751-8614 ・担当者が不在の場合は、事務所までお申し出ください。
訪問の家 第三者委員	・大森 真由美（防災V oネットワーク） ・麦倉 泰子（関東学院大学教授） ・清水 紀人（かながわ交際交流財団） （玄関前に第3者委員宛のポストがあります） 第三者委員への連絡先 045-894-4640
横浜市健康福祉局 障害施設サービス課 施設等運営支援係	・電話番号：045-671-2391
支給決定市区町村窓口	各区福祉保健センター （受給者証に記載されている連絡先）
横浜市福祉調整委員会	・電話番号：045-671-4045 ・F A X : 045-681-5457
かながわ福祉サービス 運営適正化委員会	・電話番号：045-311-8861 F A X : 045-312-6302

(2) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する 相談窓口	・窓口担当者 鈴木 拓実 ・ご利用時間 9:00～15:30 ・電話番号 045-751-8707 F A X 045-751-8614
------------------	---

【身体拘束に関する取り組み】

- ① 身体拘束等が適切であるか検討する委員会を開催します。
- ② 身体拘束に対する指針を策定しています。
- ③ 職員に対する定期的な研修を実施しています。

11. 協力医療機関

(1)

医療機関の名称	朋 診療所		
医 院 長 名	柴田 直美		
所 在 地	神奈川県横浜市栄区桂台中 4-7		
電 話 番 号	045-895-0606		
診 療 科	神経内科 内科	入 院 設 備	無

(2)

医療機関の名称	根岸整形外科		
医 院 長 名	杉山 隆		
所 在 地	横浜市 磯子区 東町 15-32		
電 話 番 号	045-754-8050		
診 療 科	外科 整形外科	入 院 設 備	無

上記の他、各専門医に協力依頼しております。

12. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
平時の訓練	・別途に定める、消防計画書に則り、年2回、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常通報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 有 ・室内防火栓 無 ・カーテン等は防災性能のある物を使用しています。 ・震災に備えての備蓄（食料・飲料水3日分） （その他、拡声器・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等）
消防計画	消防署への届出日： 平成 23年 12月 防火管理者： 鈴木 拓実
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名：日新火災海上保険 加入保険内容：施設賠償保険

13. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫 煙	全館・敷地内禁煙です。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願いいたします。
宗教活動・政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

社会福祉法人 訪問の家 「 集 」

短期入所サービス利用契約書

様(以下「利用者」といいます。)と社会福祉法人 訪問の家 「集」(以下「事業者」といいます。)は、利用者が事業者から提供される障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく短期入所(以下「短期入所サービス」といいます。)を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」といいます。)を締結します。

第1章 総 則

(契約の目的)

第1条 この契約は、利用者が可能な限りその地域における生活が継続できることを念頭に置いて、施設が利用者に対し、短期的な施設利用を提供して日常生活上の援助、日中活動支援等を行うことを目的として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定される「短期入所事業」のサービスについて定めます。

(短期入所サービスの内容)

第2条 事業者は、別紙「重要事項説明書」に定める内容の短期入所サービスを提供します。

- 2 短期入所サービスの提供は、施設の生活支援員、作業指導員、介助員、看護職員等の従業者が当たります。
- 3 事業者は、短期入所サービスの提供に当たっては、利用者の障害程度に応じて、利用者に短期入所サービスを提供します。
- 4 事業者は、日常生活上の援助や日中活動支援に当たっては、利用者の自立支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行います。
- 5 事業者は、利用者の食事に関し、利用者の栄養、身体状況及び嗜好を考慮するとともに適切な時間に食事を提供します。
- 6 事業者は、短期入所サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、行動制限その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

(契約期間)

第3条 この契約の期間は、令和 年 月 日から「受給者証」の支給決定期間とします。利用契約更新書で支給決定期間ごとに契約を証します。ただし、契約期間満了日以前に利用者が障害程度区分の変更を受け、支給有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

第2章 事業者の義務

(相談及び援助)

第4条 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め利用者又はその家族の相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

(健康管理)

第5条 事業者は常に利用者の健康に注意するとともに、健康保持のために適切な措置を講じます。

(守秘義務)

第6条 事業者は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を保持する義務を負います。

- 2 事業者は、従事者が退職後、正当な事由がなく在職中知り得た利用者又はその家族に関する個人情報を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

第3章 利用料金

(利用料金)

第7条 利用者は、サービスの対価として市町村が定める定率負担額ならびに生活にかかわる費用のうち実費負担として、食費及び光熱水費の合計金額を事業者に支払うものとします。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費等については、利用者に代わり市町村より代理受領します。

- 2 事業者は、利用者が希望する特別なサービスに要する費用の支払いを利用者に請求できます。
- 3 事業者は、短期入所サービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ます。

(利用料金の支払方法等)

第8条 利用者は、短期入所サービスの提供の対価として、別紙「重要事項説明書」に定める利用料金の合計金額を、月ごとに支払います。

- 2 事業者は、当月の利用料金合計額に請求書を、翌々月 定例家族会までに利用者に配布します。
- 3 利用料金は、当月の利用料金の合計金額を、翌々月 10 日に所定の口座から引き落としいたします。
- 4 事業者は、利用者から利用料金の支払いを受けた時は、利用者に領収書を発行します。ただし、銀行振込の場合は、振込書を領収書とみなしますが、必要に応じて領収書も発行します。

第4章 契約の終了

(契約の終了)

第9条 利用者は、30日以上予告期間をおいて文書で事業者に通知する事によりこの契約を解約する事が出来ます。ただし、次の事由に該当する場合には、利用者は文書で通知する事により直ちにこの契約を解約する事が出来ます。

- (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しないとき。
- (2) 事業者が守秘義務に違反したとき。
- (3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行ったとき。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、30日間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することが出来ます。ただし次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約する事が出来ます。

- (1) 利用者が病院に入院し、明らかに契約期間以内に退院できる見込みがない場合
- (2) 利用者及びご家族及び後見人がこの契約を継続し難いほどの不信行為を行ったと認める
とき
- (3) 天災、災害その他やむを得ない理由により施設を利用させることが出来ない場合
- (4) 利用者が死亡した場合

第5章 損害賠償

(損害賠償)

第10条 事業者は、短期入所サービスの提供により事故が発生した場合は、関係市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、短期入所サービスを提供する上で、この契約の条項に違反し、又は事業者の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

(情報の保存)

第11条 事業者は、利用者に対する短期入所サービスの提供に関する書類等を整備し、この契約終了後、5年間保存します。

第6章 その他

(苦情解決)

第12条 利用者又はその家族は、事業者が提供した短期入所サービスに関する苦情がある場合はいつでも別紙「重要事項説明書」に記載されている苦情相談担当窓口に苦情を申し立てることができます。事業者は、苦情が申し立てられたときは、迅速かつ適切に対応するとともに、必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、利用者又はその家族が苦情申し立てした場合に、これを理由として利用者に対し、一切の不利益を与えません。

(法定代理人)

第13条 事業者は、利用者に対し、法定代理人を求めることがあります。ただし、社会通念上、利用者に法定代理人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、身元引受人を求めることとします。

- 2 法定代理人は、この契約に基づく利用者の事業者に対する一切の責務につき、利用者と連帯して履行の責任を負います。
- 3 法定代理人は、次の各号の責任を負います。
 - (1) 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように事業者と協力する事。
 - (2) 契約解除又は契約終了の場合、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受入先確保に努めること。
 - (3) 利用者が死亡した場合の遺体の引き取り、遺留金品の処理その他必要な措置。(家族及び身元引受人)

(協議事項)

第14条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

社会福祉法人 訪問の家 「 集 」

短期入所サービス重要事項説明書

この重要事項説明書は、当施設とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び第77条の規定に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 事業者の概要

経営事業者の名称	社会福祉法人 訪問の家
法人所在地	神奈川県横浜市栄区桂台中 4-7
電話番号	045-894-4640
代表者氏名	名里 晴美
設立年月	昭和61年4月1日

2. 利用施設

施設の種類	指定施設・平成 18年 10月 1日指定
施設の目的	障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援を行います。
施設の名称	集
施設の所在地	神奈川県 横浜市 磯子区 馬場町 1-42
電話番号	045-751-8707
施設長(管理者)	鈴木 拓実
施設の運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つ決めの細かな短期入所サービスの提供。
開設年月	平成 6年 4月 1日
サービス実施地域	横浜市内
定員	3名

3. 居室の概要

(1) 居室の概要

居室・使用場所	室数	備考
	1室	トイレ
	1室	トイレ
合 計	2室	

利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。

(2) 居室以外の施設設備の概要

施設設備の種類	室数	備 考
短期入所室	2室	上記3 (1) 参照
食 堂	1室	
医務室	1室	

静養室	1 室	
浴室	1 室	
洗面所	1 箇所	
便所	2 箇所	
相談室	1 室	

(3) 居室の変更

利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

(4) 施設・設備ご利用上の注意事項

当施設において、居室その他の施設・設備をご利用いただくにあたって以下の点にご注意ください。

- ①他の人の迷惑になるような使い方はご遠慮ください。
- ②タンスなど大きな家具を使用する場合は事前にご相談ください。

4. 職員の配置状況

職 種	
1. 施設長	1 名
2. 生活支援担当	1 名（指定配置基準を満たす）

主な職種の勤務体制

職種	勤 務 体 制
1. 生活支援担当	標準的な時間帯における最低配置人員 勤務時間は、必要に応じて調整するものとする。 1 名

☆土・日・祝は上記と異なります。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|--|
| <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費等の対象となるサービス</p> <p>(2) 利用料金の全額を利用者に負担いただくサービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費等の対象外のサービス）</p> |
|--|

があります。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費等の対象となるサービス

以下のサービスについては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費等が支給されます。事業者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費等を代理受領する場合には、利用者は、利用者本人および扶養義務者の負担能力に応じて市町村が定めた額を事業者にお支払いいただきます。

(短期入所利用者負担額)

＜障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費等の対象となるサービスの概要＞

ア 日常生活の支援

(ア) 入 浴

入浴・清拭は、必要に応じて行い、利用者の身体の状態と希望等を伺った上、できる限り自立して清潔保持が可能となるようめざし、入浴が困難な場合には清拭をおこなうなど適切な方法で実施します。(夏場は必要に応じて行います。)

(イ) 排 泄

利用者の心身の能力を最大限活用した支援を行います。

(ウ) 着脱衣

(エ) 整 容

イ 医療および健康管理

(ア) 健康管理：看護師の指示のもと健康管理を行います。

(イ) 服薬の支援：看護師が管理し支援職員が与薬します。

ウ 社会的活動の支援

(ア) 日常生活支援

地域において自立した社会生活を送るための生活習慣の確立を目指した支援

(イ) 余暇活動

エ 相談援助

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費等の対象外のサービス

下記のサービスについては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費等の対象とならないため、サービスの提供をご希望される場合には、別紙の記載に従いサービスを提供し、所定の料金をお支払い頂きます。

なお、上記の所定料金は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

ア 食事の提供

利用者の身体の状態・希望や嗜好を考慮した食事の提供をおこないます。

朝食 8:00～ 9:00 200円

昼食 12:00～13:00 800円

夕食 18:00～20:00 800円

*上記時間を基本とし、食事提供を行う。

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費等から支給されない日常生活上の諸費用

預かり金管理

別途預かり金管理契約を締結して頂き、これに従い管理を行います。

その他

買い物等	実費
------	----

(3) 利用料金・費用のお支払い方法

前記(1)(2)の料金・費用は、短期入所終了後にご請求しますので、お支払い下さい。
(利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

6. 利用者の記録や情報の管理、開示について

事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(最終日に利用時の様子を記録してお渡しします。)

7. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

利用者かかりつけ医療機関	医療機関名：朋 診療所 診療科：神経内科 内科 小児科 主治医：柴田 直美 所在地：横浜市栄区桂台中 4-7 電話番号：045-895-0606
--------------	--

8. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

当事業所 ご利用相談窓口	・苦情窓口担当者 川端 望美 (支援課長) ・苦情解決責任者 鈴木 拓実 (施設長) ・ご利用時間 9:00～15:30 ・電話番号 045-751-8707 F A X 045-751-8614 ・担当者が不在の場合は、事務所までお申し出ください。
訪問の家 第三者委員	・大森 真由美 (防災V○ネットワーク) ・麦倉 泰子 (関東学院大学教授) ・清水 紀人 (かながわ交際交流財団) (玄関前に第3者委員宛のポストがあります) 第三者委員への連絡先 045-894-4640
横浜市健康福祉局 障害施設サービス課 地域施設支援係	・電話番号：045-671-2416
支給決定市区町村窓口	各区福祉保健センター (受給者証に記載されている連絡先)
横浜市福祉調整委員会	・電話番号：045-671-4045 ・F A X : 045-681-5457
かながわ福祉サービス 運営適正化委員会	・電話番号：045-311-8861 F A X : 045-312-6302

(3) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する 相談窓口	・窓口担当者 鈴木 拓実 ・ご利用時間 9:00～15:30 ・電話番号 045-751-8707 - F A X 045-751-8614
------------------	---

【身体拘束に関する取り組み】

- ④ 身体拘束等が適切であるか検討する委員会を開催します。
- ⑤ 身体拘束に対する指針を策定しています。
- ⑥ 職員に対する定期的な研修を実施しています。

9. 協力医療機関

(1)

医療機関の名称	朋 診療所		
医 院 長 名	柴田 直美		
所 在 地	神奈川県横浜市栄区桂台中 4-7		
電 話 番 号	045-895-0606		
診 療 科	神経内科 内科	入 院 設 備	無

(2)

医療機関の名称	根岸整形外科		
医 院 長 名	杉山 隆		
所 在 地	横浜市 磯子区 東町 15-32		
電 話 番 号	045-754-8050		
診 療 科	外科 整形外科	入 院 設 備	無

上記の他、各専門医に協力依頼しております。

10. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
平時の訓練	・別途に定める、消防計画書に則り、年2回、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常通報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 有 ・室内防火栓 無 ・カーテン等は防災性能のある物を使用しています。 ・震災に備えての備蓄（食料・飲料水3日分） （その他、拡声器・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等）
消防計画	消防署への届出日：平成 23年 12月 防火管理者：鈴木 拓実

保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名：日新火災海上保険 加入保険内容：施設賠償保険
------	---

11. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫 煙	全館・敷地内禁煙です。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願いします。
宗教活動・政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

社会福祉法人 訪問の家 「集」

日中一時支援 利用契約書

様(以下「利用者」といいます。)と社会福祉法人 訪問の家 「集」(以下「事業者」といいます。)は、利用者が事業者から提供される障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、横浜市における障害児・者日中一時支援(以下「日中一時支援サービス」といいます。)を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」といいます。)を締結します。

第1章 総 則

(契約の目的)

第1条 この契約は、利用者が可能な限りその地域における生活が継続できることを念頭に置いて、施設が利用者に対し、短期的な施設利用を提供して日常生活上の援助、日中活動支援等を行うことを目的として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、横浜市における障害児・者日中一時支援(以下「日中一時支援サービス」)のサービスについて定めます。

(日中一時支援サービスの内容)

第2条 事業者は、別紙「重要事項説明書」に定める内容の日中一時支援サービスを提供します。

- 2 日中一時支援サービスの提供は、施設の生活支援員、作業指導員、介助員、看護職員等の従業者が当たります。
- 3 事業者は、日中一時支援サービスの提供に当たっては、利用者の障害程度に応じて、利用者に日中一時支援サービスを提供します。
- 4 事業者は、日常生活上の援助や日中活動支援に当たっては、利用者の自立支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行います。
- 5 事業者は、利用者の食事に関し、利用者の栄養、身体状況及び嗜好を考慮するとともに適切な時間に食事を提供します。
- 6 事業者は、日中一時支援サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、行動制限その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

(契約期間)

第3条 この契約の期間は、令和 年 月 日から「受給者証」の支給決定期間とします。利用契約更新書で支給決定期間ごとに契約を証します。ただし、契約期間満了日以前に利用者が障害程度区分の変更を受け、支給有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

第2章 事業者の義務

(相談及び援助)

第4条 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め利用者又はその家族の相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

(健康管理)

第5条 事業者は常に利用者の健康に注意するとともに、健康保持のために適切な措置を講じます。

(守秘義務)

第6条 事業者は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を保持する義務を負います。

- 2 事業者は、従事者が退職後、正当な事由がなく在職中知り得た利用者又はその家族に関する個人情報を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

第3章 利用料金

(利用料金)

第7条 利用者は、サービスの対価として市町村が定める定率負担額ならびに生活にかかわる費用のうち実費負担として、食費及び光熱水費の合計金額を事業者に支払うものとします。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費等については、利用者に代わり市町村より代理受領します。

- 2 事業者は、利用者が希望する特別なサービスに要する費用の支払いを利用者に請求できます。
- 3 事業者は、日中一時支援サービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ます。

(利用料金の支払方法等)

第8条 利用者は、日中一時支援サービスの提供の対価として、別紙「重要事項説明書」に定める利用料金の合計金額を、月ごとに支払います。

- 2 事業者は、当月の利用料金合計額に請求書を、翌々月 定例家族会までに利用者に配布します。
- 3 利用料金は、当月の利用料金の合計金額を、翌々月 10日に所定の口座から引き落としいたします。
- 4 事業者は、利用者から利用料金の支払いを受けた時は、利用者に領収書を発行します。ただし、銀行振込の場合は、振込書を領収書とみなしますが、必要に応じて領収書も発行します。

第4章 契約の終了

(契約の終了)

第9条 利用者は、30日以上予告期間をおいて文書で事業者に通知する事によりこの契約を解約する事が出来ます。ただし、次の事由に該当する場合には、利用者は文書で通知する事により直ちにこの契約を解約する事が出来ます。

- (4) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しないとき。
- (5) 事業者が守秘義務に違反したとき。
- (6) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行ったとき。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、30日間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することが出来ます。ただし次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約する事が出来ます。

- (5) 利用者が病院に入院し、明らかに契約期間以内に退院できる見込みがない場合
- (6) 利用者及びご家族及び後見人がこの契約を継続し難いほどの不信行為を行ったと認める
とき
- (7) 天災、災害その他やむを得ない理由により施設を利用させることが出来ない場合
- (8) 利用者が死亡した場合

第5章 損害賠償

(損害賠償)

第10条 事業者は、日中一時支援サービスの提供により事故が発生した場合は、関係市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、日中一時支援サービスを提供する上で、この契約の条項に違反し、又は事業者の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

(情報の保存)

第11条 事業者は、利用者に対する日中一時支援サービスの提供に関する書類等を整備し、この契約終了後、5年間保存します。

第6章 その他

(苦情解決)

第12条 利用者又はその家族は、事業者が提供した日中一時支援サービスに関する苦情がある場合はいつでも別紙「重要事項説明書」に記載されている苦情相談担当窓口に苦情を申し立てることができます。事業者は、苦情が申し立てられたときは、迅速かつ適切に対応するとともに、必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、利用者又はその家族が苦情申し立てした場合に、これを理由として利用者に対し、一切の不利益を与えません。

(法定代理人)

第13条 事業者は、利用者に対し、法定代理人を求めることがあります。ただし、社会通念上、利用者に法定代理人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、身元引受人を求めることとします。

- 2 法定代理人は、この契約に基づく利用者の事業者に対する一切の責務につき、利用者と連帯して履行の責任を負います。
- 3 法定代理人は、次の各号の責任を負います。
 - (1) 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように事業者と協力する事。
 - (2) 契約解除又は契約終了の場合、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受入先確保に努めること。
 - (3) 利用者が死亡した場合の遺体の引き取り、遺留金品の処理その他必要な措置。(家族及び身元引受人)

(協議事項)

第14条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

社会福祉法人 訪問の家 「 集 」
日中一時支援サービス重要事項説明書

この重要事項説明書は、当施設とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条および第77条の規定に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 事業者の概要

経営事業者の名称	社会福祉法人 訪問の家
法人所在地	神奈川県横浜市栄区桂台中 4-7
電話番号	045-894-4640
代表者氏名	名里 晴美
設立年月	昭和61年4月1日

2. 利用施設

施設の種類	日中一時支援事業登録事業所（平成 18年 10月 1日）
施設の目的	1 障害者一人ひとりの権利を尊重し、自己実現を支援します。 2 障害者が地域の中で、心身の健康を保ちながら、一人の人間としてかけがえのない役割を担っていける、豊かな社会を目指します。 3 障害者やその家族の思いに共感する姿勢を持ち、その実現に努力します。
施設の名称	「 集 」
施設の所在地	神奈川県 横浜市 磯子区 馬場町 1-42
電話番号	045-751-8707
施設長（管理者）	鈴木 拓実
施設の運営方針	法人理念を遵守する
開設年月	平成 6年 4月 1日
サービス実施地域	横浜市内
定員	3名

3. 施設設備の概要

（1）設備の概要

設備の種類	室数	備考
食堂	1	
作業指導室	5	
医務室・静養室	1	
浴室	1	
便所	各階に設置	
相談室	1	

(2) 施設・設備ご利用上の注意事項

当施設の設備をご利用いただくにあたって以下の点にご注意ください。

①他の人の迷惑になるような使い方はご遠慮ください。

4. 職員の配置状況

職 種	
1. 施設長	1 名
2. サービス提供責任者	1 名
3. 生活支援担当	1 名（指定配置基準を満たす）

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
生活支援員	標準的な時間帯における最低配置人員 早勤 8 : 0 0 1 名 遅勤 1 2 : 0 0 1 名 対応時間により異なる

*土・日・祝日は上記と異なります。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスは下記のとおりです。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業の対象となるサービス

以下のサービスについては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、横浜市地域生活支援サービス費及び高額地域生活支援サービス費の支給等に関する規則及び横浜市障害者日中一時支援事業実施要綱に基づく地域生活支援サービス費が支給されます。

＜地域生活支援サービス費の対象となるサービスの概要＞

ア 日中活動支援

日中一時支援の利用中において、創作活動等を行います。

イ 社会的活動の支援

地域において自立した社会生活を送るための生活習慣の確立を目指した支援を行います。また、余暇活動に関する相談に応じます。

ウ 日常生活の支援

(ア) 排泄

(イ) 着脱衣

(ウ) 整容

(エ) 食事の提供、食事の介助

利用者の身体状況、希望、嗜好を考慮した食事の提供を行います。

エ 医療及び健康管理

(ア) 健康管理

看護師の指示のもと健康管理を行います。

(イ) 服薬の支援

看護師が管理し、支援職員が服薬介助をします。

(2) 地域生活支援サービス費の対象外のサービス

下記のサービスに係る費用については地域生活支援サービス費の対象とならないため、サービスの提供をご希望される場合には、所定の料金をお支払いいただきます。

なお、所定料金は経済状況の著しい変化その他やむをえない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

食事の提供に係る食材料料費

朝食	7時頃	200円
昼食	12時頃	800円
夕食	18時頃	800円

(3) 利用料金・費用のお支払い方法

前記(1)(2)に係る費用は日中一時支援サービス終了後に請求しますので、現金によりお支払いください。

6. 記録・個人情報の管理及び開示について

事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や個人情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(最終日に利用中の様子をお知らせします)

7. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

利用者かかりつけ医療機関	医療機関名：朋 診療所 診療科：神経内科 内科 小児科 主治医：柴田 直美 所在地：横浜市栄区桂台中 4-7 電話番号：045-895-0606
--------------	--

8. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

当事業所 ご利用相談窓口	・苦情窓口担当者 川端 望美(支援課長) ・苦情解決責任者 鈴木 拓実(施設長) ・ご利用時間 9:00~15:30 ・電話番号 045-751-8707 FAX 045-751-8614 ・担当者が不在の場合は、事務所までお申し出ください。
訪問の家 第三者委員	・大森 真由美(防災Voネットワーク) ・麦倉 泰子(関東学院大学教授) ・清水 紀人(かながわ交際交流財団) (玄関前に第3者委員宛のポストがあります) 第三者委員への連絡先 045-894-4640

横浜市健康福祉局 障害施設サービス課 地域施設支援係	・電話番号：０４５－６７１－２４１６
支給決定市区町村窓口	各区福祉保健センター (受給者証に記載されている連絡先)
横浜市福祉調整委員会	・電話番号：０４５－６７１－４０４５ ・ＦＡＸ：０４５－６８１－５４５７
かながわ福祉サービス 運営適正化委員会	・電話番号：０４５－３１１－８８６１ ＦＡＸ：０４５－３１２－６３０２

(４) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する 相談窓口	・窓口担当者 鈴木 拓実 ・ご利用時間 ９：００～１５：３０ ・電話番号 ０４５－７５１－８７０７ ＦＡＸ ０４５－７５１－８６１４
------------------	---

【身体拘束に関する取り組み】

- ⑦ 身体拘束等が適切であるか検討する委員会を開催します。
- ⑧ 身体拘束に対する指針を策定しています。
- ⑨ 職員に対する定期的な研修を実施しています。

９. 協力医療機関

(１)

医療機関の名称	朋 診療所		
医 院 長 名	柴田 直美		
所 在 地	神奈川県横浜市栄区桂台中 ４－７		
電 話 番 号	０４５－８９５－０６０６		
診 療 科	神経内科 内科	入 院 設 備	無

(２)

医療機関の名称	根岸整形外科		
医 院 長 名	杉山 隆		
所 在 地	横浜市 磯子区 東町 １５－３２		
電 話 番 号	０４５－７５４－８０５０		
診 療 科	外科 整形外科	入 院 設 備	無

上記の他、各専門医に協力依頼しております。

10. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
平時の訓練	・別途に定める、消防計画書に則り、年2回、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常通報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 有 ・室内防火栓 無 ・カーテン等は防災性能のある物を使用しています。 ・震災に備えての備蓄（食料・飲料水3日分） （その他、拡声器・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等）
消防計画	消防署への届出日：平成23年12月 防火管理者：鈴木 拓実
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名：日新火災海上保険 加入保険内容：施設賠償保険

11. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	全館・敷地内禁煙です。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願いします。
宗教活動・政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

（協議事項）

12. 本重要事項に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意を持って協議するものとします。

- 附則
- ・指定障害者福祉サービス生活介護「集」利用契約書
 - ・指定障害者福祉サービス生活介護「集」重要事項説明書
 - ・利用契約書に係る了解事項
 - ・「集」短期入所事業
(利用契約書・重要事項説明書)
 - ・「集」日中一時支援事業
(利用契約書・重要事項説明書)
 - ・施設サービス利用に係る情報提供同意書
 - ・個人情報の使用に関わる同意書
 - ・利用契約更新書

上記のものは、令和 年 月 日より施行するものとする。

社会福祉法人 訪問の家
利用契約書に係わる了解事項

「 集 」 指定障害者福祉サービス生活介護

「 集 」 短期入所

「 集 」 日中一時支援

利用契約書に係わる了解事項

第1項 法定代理人が、選任されていない当面の間は、第21条に規定する身元引受人がこれに代わるものとする。

第2項 事業者は、傷病、無届外出等利用者に異変が生じた場合は、身元引受人に連絡するものとします。

上項につき、これを了解します。この了解事項を証するため、本書2通を作成し、入居者および身元引受人と事業者が記名押印の上、各1通を保有するものとします。

施設サービス利用に係る情報提供同意書

指定障害者福祉サービス事業所「集」等の利用にあたり、私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に定める条件で、必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1 使用する目的

【法令に基づき事業者（法人）が行うべき義務として明記されているもの等】

- ① 利用者の支援内容向上のため個別支援計画書の関わる諸会議
- ② 主治医との協議
- ③ 利用者に障害福祉サービスを提供する他の障害福祉サービス事業者等との連携、照会への回答
- ④ 事故が発生した場合の横浜市、神奈川県等への連絡
- ⑤ 利用者等からの苦情に関して横浜市、神奈川県等が行う調査への協力
- ⑥ 利用者に体調の急変が生じた場合等の医療機関への連絡等
- ⑦ 損害賠償保険などに関わる保険会社等への相談又は届出等
- ⑧ 自立支援給付費等の支給に関して必要があると認められる時に横浜市、神奈川県等が行う文書等の提出等の要請への対応

【任意に事業者が行うもの】

- ⑨ 指定障害者福祉サービス事業所「集」等において行われる学生の実習への協力

2 使用にあたっての条件

- ① 個人の情報の提供は最小限とし、提供にあたっては関係する者以外に漏れることの無いよう、細心の注意を払うこと。
- ② 個人情報を使用した内容、経過を記録しておくこと。

個人情報の取扱いに関する説明書

社会福祉法人 訪問の家 が運営する 集（以下「事業者」という。）は、サービス提供を行うにあたって、個人情報を以下のとおり取り扱います。

1 法令等の遵守について

事業者は、個人情報の保護に関する法律および関係規定を遵守します。

2 個人情報の内容

事業者は、次の個人情報を使用目的の達成に必要な範囲で取り扱います。

（氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号、主治医、診断名、緊急連絡先、職業、健康状態、病歴、家庭状況等の事業者がサービスを提供するために最小限必要な利用者や家族に関する情報）

3 個人情報の取得

事業者は、使用目的の達成に必要な範囲内で、適正な手段によって個人情報を取得します。

4 利用目的について

- （1）集 のサービス提供を行うため
- （2）サービス提供にあたって利用者又はその代理人等に確認連絡を行うため
- （3）利用者のケースカンファレンス等での連絡調整のため
- （4）事業者から行政機関への申請や請求にかかる事務、事故等の報告のため
- （5）福祉サービスや業務の維持・改善のための基礎資料及び広報作成のため

5 個人情報を使用する期間

利用者契約期間及び当該契約終了後の書類保存期間に相当する期間使用します。

6 第三者への提供について

事業者は、法で定める例外的な場合の他に、集 のサービスを円滑に提供するため、行政機関、医療機関、他のサービス事業者に個人情報を提供することがあります。

7 適正管理について

事業者は、個人情報を正確かつ最新の内容に保つとともに、安全管理のための措置を講じており、漏えい、紛失、き損等の防止に取り組んでいます。

8 個人情報の開示等について

事業者は、利用者から次の請求があった場合、法令等の規定及び事業者が定める規定に則り、適切に対

応じます。

- (1) 事業者の保有する個人情報の開示請求
- (2) 事業者の保有する個人情報の内容が事実でない場合の内容の訂正、追加、削除の請求
- (3) 事業者が、保有する個人情報を利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱った場合又は適正な取得手段によらず取得した場合の利用停止の請求

9 苦情・相談への対応について

個人情報の取扱いに関する苦情、相談に対して適切に対応します。

10 個人情報に関するお問合せ先

住 所 横浜市磯子区馬場町1-42

担当者 集 施設長 鈴木 拓実

連絡先 045-751-8707 (電話)

045-751-8614 (FAX)

以上

社会福祉法人 訪問の家「集」は、下記に記載する契約等を証するため、本書を2通作成し、利用者又は法定代理人又は利用者および身元引受人が捺印のうえ各1通を保有するものとします。

指定障害福祉サービス生活介護事業所「集」

(1) 以下の内容について、承諾の有無を持って証しとします。

内 容	承諾の有無
(ア) 生活介護事業「集」の利用契約書の内容 (イ) 重要事項説明書の説明と内容	☐ 承諾します ☐ 承諾しません
(ウ) 「集」短期入所事業利用契約書の内容 (エ) 重要事項説明書の説明と内容	☐ 承諾します ☐ 承諾しません
(オ) 「集」日中一時支援利用契約の内容 (カ) 重要事項説明書の説明と内容	☐ 承諾します ☐ 承諾しません
(キ) 施設サービス利用に係る情報提供同意書 (ク) 個人情報の取扱いに関する説明書 (ケ) 利用契約更新書	☐ 承諾します ☐ 承諾しません

令和 年 月 日

利 用 者 住 所

氏 名

印

身元引受人 住 所

続柄 () 氏 名

印

法定代理人 住 所

続柄 () 氏 名

印

事 業 者 所在地 神奈川県 横浜市 栄区 桂台中 4-7

名 称 社会福祉法人 訪問の家

代表者 名里 晴美

印

以上